

# 県融資制度の概要及び利用対象者等について

## 1 概要

県融資制度は、県内中小企業者向けの融資制度であり、県、金融機関、県信用保証協会等の関係機関が一体となって中小企業の事業活動に必要な資金を融資することで事業の円滑化を図り、県内中小企業の振興に寄与することを目的としています。

## 2 利用対象者

県融資制度をご利用できる方は、次の中小企業者、小規模企業者、協同組合等となっております。

### ①中小企業者

業種	従業員要件	資本金要件
製造業、その他	300人以下	3億円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
小売業	50人以下	5千万円以下
サービス業	100人以下	5千万円以下

### ②小規模企業者

業種	従業員要件
商業、サービス業	5人以下
その他	20人以下

### ③協同組合等

- ・ 事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、商工組合及び協業組合並びにその連合会
- ・ 商店街振興組合及びその連合会
- ・ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及びその連合会
- ・ 内航海運組合及びその連合会
- ・ 酒造組合及び酒販組合並びにその連合会

## 3 申込要件

県融資制度における各種資金の申込は、次の1から5を満たしていることが要件となります。

1. 県内において、申込日時点で同一の事業歴が1年以上あること  
ただし、企業立地推進貸付、ベンチャー支援資金、創業者支援資金は除く。
2. 原則、県信用保証協会(以下「保証協会」という)の信用保証対象業種に属していること
3. 今回、融資申込分の含めて保証協会の保証限度額の範囲内であること
4. 事業税、県民税、市町村民税などの税金を滞納していないこと
5. 許認可が必要な事業の場合は、許認可等を取得していること

### (注意)

上記の1～5の要件を満たしていても、次のアからウに該当する者は、利用できません。

- ア 返済能力がないと認められる者
- イ 金融機関から取引停止処分を受けている者
- ウ 保証協会が行った代位弁済に対する債務の履行を終わらない者